

情報倶楽部

30年 5月

No. 265

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 少額減価償却資産の取扱い

Q. 少額の減価償却資産は、どのように取り扱われますか？

A. 10万円未満、20万円未満、30万円未満で取扱いが違います。また、中小企業等だけに認められているものもあります。

少額減価償却資産を取得し、事業の用に供した場合は、次のように取り扱われます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm>

① 取得価額が10万円未満の減価償却資産

取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満である減価償却資産を事業の用に供した場合において、その取得価額相当額を事業の用に供した事業年度で損金経理したときは、その全額が損金の額に算入されます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5403.htm>

② 取得価額が20万円未満の減価償却資産

取得価額が20万円未満の減価償却資産について、一括償却を選定したときは、損金経理をした金額のうち次の損金算入限度額に達するまでの金額について損金の額に算入されます。

一括償却対象額×当期の月数÷36

③ 取得価額が30万円未満の減価償却資産

中小企業者等が、取得価額10万円以上30万円未満の減価償却資産を取得して、事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において損金経理をした金額のうち年300万円までの金額について損金に算入することができます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5408.htm>

なお、上記②、③については確定申告書に別表の添付が要件になっていますのでご注意ください。

★ LEDをリースで取替えた場合

Q. LEDランプをリースで取替えようと思っています。取扱いはどうなりますか？

A. 蛍光灯をLEDに取替える場合の費用は、節電効果や使用可能期間が向上していることから固定資産の価値を高め、又はその耐久性が増しているとして、資本的支出に該当する

のではと考える向きもありますが、蛍光灯は照明設備がその効用を発揮するための1つの部品であり、かつ、その部品の性能が高まったことをもって、建物附属設備として価値等が高まったとまではいえないと考えられることから、修繕費としてその取替費用の全額をその支出事業年度の損金に算入することができます。

しかしながら、リース取引で蛍光灯をLEDに取替える場合は、所有権が移転していないことから、修繕費として処理することができず、一般的なリース資産と同様にリース期間定額法によって償却限度額を計算することになります。

また、リース期間が終了してLEDを購入するときは、その法人が同じ資産の区分である他の償却資産について採用している償却方法に応じて、償却限度額を計算することになります。

資 産 税

★ 特定居住用財産の買換え、交換

Q. 特定居住用財産の買換え・交換の特例が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A. 特定居住用財産の買換え及び交換の特例とは、所有期間が10年超の居住用家屋及びその敷地等を、平成5年4月1日から平成29年12月31日までの間に譲渡して、代わりの居住用財産に買い換えたときは、一定の要件のもと譲渡益に対する課税を将来に繰り延べることができるというものです。

主な要件は、次のとおりです。

- ①売却代金が1億円以下であること
- ②居住期間が10年以上で、かつ、売った年の1月1日において譲渡した家屋やその敷地の所有期間が共に10年を超えるものであること
- ③買い換える建物の床面積が50平方メートル以上のものであり、買い換える土地の面積が500平方メートル以下のものであること
- ④譲渡の日の前年1月1日から譲渡した年の12月31日までの間に取得をして、取得した日から譲渡した日の翌年12月31日までの間に自己の居住の用に供すること又は供する見込みであること

平成30年の税制改正では、適用対象になる財産にいわゆる非耐火既存住宅に経過年数等の要件を加えた上で、適用期限が2年延長されました。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/joto/3355.htm>

★ 小規模宅地等の特例の改正に係る経過措置

Q. 小規模宅地等の特例の特定居住用宅地等の要件が改正されたそうですが、経過措置も設けられているとか。どのようになっていますか？

A. 平成30年度の税制改正では、小規模宅地等の特例における持ち家に居住していない者

に係る特定居住用宅地等の要件が見直され、被相続人の親族について次の要件が追加されました。

- ①相続開始前3年以内にその親族の3親等内の親族又はその親族と特別の関係のある一定の法人が所有する家屋に居住したことがないこと
- ②相続開始時においてその親族が居住している家屋を過去に所有していたことがないこと

この改正は、平成30年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する宅地等に係る相続税に適用されますが、平成30年3月31日において改正前の特定居住用宅地等の要件を満たしていた宅地等を平成32年3月31日までに相続等により取得する場合には、この改正後の要件を満たすものとする経過措置が設けられています。

したがって、この場合には①相続開始前3年以内に、②被相続人の親族(特例の適用を受けようとする親族)又はその親族の配偶者が所有する家屋に居住したことがないこと、③被相続人に配偶者がいないことを満たしていれば適用が認められることとなります。

そ の 他

★ 保険料の調書の見直し

Q. 保険料に関する調書が見直されたとか。どのようなになったのですか？

A. 保険料の調書が見直され、保険会社は、平成30年1月1日から、契約者変更に関する情報を税務署に提出しなければならないこととされました。

この調書を「保険契約者等の異動に関する調書」といい、契約者の死亡により契約者変更の手続きが行われた場合には、新保険契約者等、死亡した保険契約者等、被保険者等の住所や氏名のほか、解約返戻金相当額や死亡した保険契約者等の払込保険料等の金額をその変更の効力が生じた日の属する年の翌年1月31日までに、保険会社はその内容を税務署に提出することになります(解約返戻金相当額が100万円以下であるものを除く)。

また、保険金等が支払われた際に保険会社が作成していた「生命保険契約等の一時金の支払調書」も改正されて、これに直前の保険契約者等、その契約に係る現契約者が払い込んだ保険料の額、契約者変更の回数も記載することとなりました。

これらによって、相続税や贈与税の課税対象となる情報が、税務署に把握されることとなります。

生命保険契約の保険料負担者のみなし負担者の確認をして、契約者変更時に課税関係を把握できるようになり、マイナンバー制度と合わせてますます国税の国民の財産管理が進行していきます。